

2022年1月吉日

協力業者の皆様へ

株式会社夢咲工務店

墜落制止用器具の取り扱いについて

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年から墜落制止用器具使用における改正が施行される中、当社においては下記の事項を遵守いただきますようご連絡申し上げます。

- ・墜落の恐れのある場所で作業を行う場合には、内外部にかかわらず墜落制止用器具を装着、使用すること
- ・墜落の恐れのある高さ5m以下の場所では、新規規格の胴ベルト型を使用すること
- ・墜落の恐れのある高さ5mを超える場所では、フルハーネス型を使用しなければならない
- ・ただし、手摺等の安全設備が整備されており、墜落の恐れのない場所では墜落制止用器具は不要とする

墜落制止用器具を使用するかどうかの判断は、墜落の恐れがあるかないかによって決まります。安全設備は設けているものの墜落の恐れがある場合には、墜落制止用器具を装着の上でご使用いただくとともに、特に下記作業においてはご留意いただきますようお願い申し上げます。

- ・足場組立解体工事
- ・単管足場、ブラケット足場上での作業
- ・屋上外周での作業

また、作業床のない高所で墜落制止用器具を使用する作業員は、特別教育の受講が必要です。各事業者様におかれましては、作業内容を鑑み特別教育が必要との判断をされた場合には、お早めに受講手続きを行っていただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

以上

参考リンク（厚生労働省ホームページ）

「安全帯の規格」を改正した新規規格「墜落制止用器具の規格」
（【参考資料及び過去の報道発表】へもリンクしています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03290.html